

<平成28年度水防協議会議事録>

日 時 平成28年4月27日(水) 13時30分より

場 所 青森県青森市中央1丁目11-18

ラ・プラス青い森 2階 「メープル」

出席者(委員)

青森県県土整備部長	鈴木 潔
青森河川国道事務所 副所長	平山 孝信
青森地方気象台 次長	太田 克則
東日本電信電話株式会社 青森災害対策室	蛭沢 俊彦
東北電力株式会社 企画・総務部長	堤 幸治
青森県警察本部警備第二課長	佐藤 久
防災危機管理課 課長代理	豊島 信幸
農林水産部農村整備課 課長代理	石澤 雅史

(事務局)

防災危機管理課 農村整備課 港湾空港課、河川砂防課

## 1. 開会

### 【司会】

ただ今から、平成28年度青森県水防協議会を開催いたします。本日は、御多用中のところ、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、河川砂防課の石川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会長から、御挨拶がございます。

## 2. 会長あいさつ

### 【県土整備部長代読】

委員の皆様には、御多忙のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、防災対策の推進をはじめ、県行政全般にわたり、御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、近年の雨の降り方は、全国的に、局地化・集中化・激甚化しており、「平成27年9月関東・東北豪雨」では、茨城県鬼怒川や宮城県渋井川の堤防決壊などにより、尊い人命が失われ、多大な被害が発生したところです。

本県においても、昨年4月3日の豪雨により、鰯ヶ沢町を流れる中村川で氾濫危険水位を超える増水となり、約700世帯、1,500人に避難勧告、避難指示が発令され、住宅数戸で床下浸水が発生しました。

このような、頻発する集中豪雨や台風などによる被害を防止・軽減するためには、県民の命を守ることを最優先にした防災インフラの整備のほか、県民一人ひとりが自らの手で災害から地域を守るという防災・減災意識の定着を図る取り組みを進めることが必要であると考えます。

県では、「青森県基本計画未来を変える挑戦」の中で、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」

を政策の一つとして掲げ、安心・安全な県土づくり、地域防災力の向上と危機管理機能の充実を図るため、本県の豊かな景観・環境に十分配慮しつつ、ハード・ソフト一体となった取組を着実に推進することとしております。本日お諮りする平成28年度青森県水防計画（案）は、水防法の定めるところにより、洪水や津波、高潮等による災害を防ぎ、その被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として策定するものです。委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

### 3. 各委員の紹介

<省略>

#### 【司会】

議事に入らせていただきます。

議長については、青森県附属機関に関する条例第六条第二項に基づき、会長が議長となることになっておりますが、所用により会長欠席のため、代理としまして県土整備部長に、議長をお願いいたします。

### 4. 平成28年度青森県水防計画（案）の審議

#### 【議長】

それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

それでは、平成28年度青森県水防計画（案）について、説明をお願いします。

最初に河川砂防課からお願いします。

#### 【事務局】

河川砂防課からは、平成28年度水防計画書（案）にそって、計画書の概要と修正事項などについて、ご説明いたします。表紙をめくって、水防計画書の目次をご覧ください。水防計画書は、全体として第1章から第9章までの構成となっております。

第1章においては「総則」

第2章には「水防組織と水防体制」

第3章には「気象情報及び水防情報等の連絡」

第4章には「水防施設」

第5章には「雨量、水位及び潮位」

第6章には「重要水防箇所」

第7章には「浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」

第8章には「法令規則等」について記載しています。

第9章には「資料編」として、雨量・水位観測所位置図、重要水防箇所図を記載しております。

それではまず、第1章をご覧ください。

「第1章 総則」は、水防計画の目的、用語の定義、水防に係る各主体の責任、津波におけ

る留意事項、安全配慮から構成されております。

3 ページをお開きください。

「第2節 用語の定義」についてですが、「3. 指定水防管理団体」から5ページの「20. 浸水想定区域」の説明を、平成27年5月の水防法改正と平成28年2月版の「水防計画書作成の手引き」に従いまして、一部変更してございます。

6 ページをご覧ください。6 ページから7 ページにかけて、水防に関係する各主体の、水防法等に規定されております責任及び義務について記載しております。

8 ページをご覧ください。

第4節には、「津波における留意事項」について記載しております。下段の第5節「安全配慮」では、「水防活動時の水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項」を記載しております。消防庁の「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル等で定めるべき事項」に基づきまして、「水防活動は原則として複数人で行うこと」、「津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する」という内容を追加記載しております。

9 ページの第2章でございます。

「第2章 水防組織と水防体制」は、第1節から第3節に、国、県及び水防管理団体（＝市町村）それぞれの水防組織と水防体制について、第4節以降に、水防活動、協力及び応援、並びに費用負担と公用負担について記載してございます。

12 ページをお開きください。

平成28年度より運用開始となります。現在、試験湛水をしてございます。津軽ダム of 支部体制編成表を中段に追加記載してございます。

13 ページをご覧ください。

県の場合でございますが、県の水防組織については、県内の水防管理団体が行う水防の統括・連絡を図るために、知事を本部長とする水防本部を設置することになります。

16 ページをお開きください。

県では、河川が基準水位に達したとき、又は、水防警報等を発する必要があるときには、水防本部長である知事または水防支部長である各地域県民局地域整備部長の発する水防指令により、中段の表のとおり、水防配備体制をとることとしております。

17 ページには、水防指令の伝達系統図を記載しています。

水防管理団体である市町村には、各地域県民局地域整備部等から伝達されることとなります。

なお、今年4月1日の組織改編により、「図」、左側にございます「防災危機管理課」は「防災消防課」より名称が変更となっております。これ以降も同様に名称変更しております。

また、昨年9月末に廃止いたしました目屋ダムは削除しております。これ以降も目屋ダムに関するものは同様に削除してございます。

20 ページをお開きください。

20 ページから21 ページにかけては、指定水防管理団体の水防要員について記載してございます。平成28年1月現在、県内の指定水防管理団体は、21 ページ表下段に記載しておりますとおり、32 団体、水防要員は、17,652 人です。ちなみに、昨年からは、365 人の減少となっております。

また、22ページには、非指定水防管理団体の水防要員について記載しております。非指定水防管理団体は、表下段に記載のとおり、8団体、西目屋村から風間浦村までの8団体、水防要員は、1,405人となっております。ちなみに、昨年からは、39人の減少となっております。

24ページをお開きください。

第4節は、「水防活動」について記載しております。

26ページをお開きください。

今年度から水防法第47条第1項、第2項に基づきまして、「6. 水防報告」に関する項目を追加しております。水防活動が終了した際、「水防活動状況」を国へ報告することになります。

なお、その報告様式は、27ページから28ページにかけて記載しております。

続きまして、33ページの第3章です。

第3章では、「気象情報及び水防情報等の連絡」について記載しております。

35ページには、第1節では、「気象庁が発表又は伝達する注意報・警報・特別警報」について記載しております。特別警報の種類・発表基準は、気象庁ホームページの記述に合わせたものに修正しております。

36ページから43ページにかけましては、青森地方気象台が発表する気象状況の市町村別の発表基準を記載しております。

44ページから45ページにかけましては、津波に関する警報・注意報等の種類及び発表基準を記載しております。

46ページをお開きください。

気象状況は、青森地方気象台から関係機関に「防災情報提供システム」等により情報提供されるとともに、県の防災危機管理課から、県の各機関及び「防災情報ネットワーク」を通じ水防管理団体等へ通知する仕組みとなっております。

47ページには、「水防警報」について記載しています。

「国土交通省が行う水防警報」の種類・内容・基準については、表に記載しているとおりでございます。

48ページには、上段の表にありますとおり、国では、岩木川をはじめとする計7河川を、水防警報を行う河川に指定しております。

続きまして、49ページから51ページにかけましては、国が水防警報を発した場合の連絡系統図を記載しております。

続きまして、52ページをお開き下さい。

「県が行う水防警報」について記載しております。

県が水防警報を行う河川は、53ページから54ページの表に記載しておりますとおり、岩木川水系浪岡川をはじめとする36河川となっております。

55ページから56ページにかけましては、この36河川の発表基準の水位を記載しております。

57ページから58ページにかけましては、水防警報を発した場合の連絡系統図、発表文の例を記載しています。

59ページでございますが、「指定河川洪水予報」について記載しております。

洪水予報は、「流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川」にお

いて、洪水のおそれがあると認められるとき、河川の水位情報を一般住民に周知するため、気象庁長官と共同して行う発表を言い、中段の表にその種類や基準等を記載してございます。

中段の表は、「青森県と気象庁が共同して行う洪水予報業務に関する協定」に基づき、記載しております。下段に記載している図でございますが、河川の水位上昇に従いまして、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報などの発表を、3時間後までの雨量の予測をもとに発表します。60ページをお開き下さい。

国土交通省所管では、岩木川をはじめとする4河川で洪水予報を行います。

下段の発表基準水位には、岩木川、平川下流、馬淵川下流、高瀬川について、記載しております。61ページをご覧ください。

61ページから63ページにかけましては、国土交通省が管理する岩木川及び平川、馬淵川、高瀬川についての洪水予報伝達系統図を記載してございます。概要といたしましては、青森河川国道事務所及び高瀬川河川事務所から県河川砂防課等を經由して水防管理団体へ、そして一般住民へと伝達されます。水防管理団体と言うのは、市町村でございますので、市町村から一般住民へ伝達されることとなります。

また、共同発表者である青森地方気象台からは、所定の関係機関の他に報道機関を通じて、テレビ・ラジオ等により住民に周知されるとともに、青森気象台からN T T東日本や消防庁を經由して関係市町村へ、そして住民に周知されます。

64ページから71ページにかけましては、国土交通省の洪水予報発表形式イメージを記載しております。

72ページをお開き下さい。

県が管理する河川で、洪水予報を行う5河川の河川名、実施区域及び発表基準水位等について記載しております。昨年度は、県での洪水予報の発表はございませんでしたが、一昨年は、馬淵川と十川の2河川で発表しております。

73ページをご覧ください。

73ページから76ページにかけましては、堤川、その支川の駒込川、平川上流、馬淵川中流、十川についての洪水予報伝達系統図を記載しております。概要といたしまして、県河川砂防課から各地域県民局地域整備部、市町村を通じて住民へ周知するとともに、共同発表者でございます青森地方気象台から、所定の関係機関及び報道機関を通じて、テレビ、ラジオ等により住民に周知されるとともに、青森気象台からN T T東日本や消防庁を經由して関係市町村へ、そして住民に周知されます。

77ページから84ページにかけて、県の洪水予報発表形式イメージを記載しております。

85ページをご覧ください。

「水位周知河川と水位到達情報の周知」について、記載してございます。水位周知河川とは、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのある河川として、国土交通大臣又は知事が指定した河川のこと、避難等の目安となる水位に達したときに「水位到達情報」として、水防管理者や一般住民に周知する河川を言います。

図をご覧ください。

県が行う「水位到達情報」については、※(こめ)印1の「氾濫危険水位」に到達したときには、「氾濫危険情報」として、また、※(こめ)印2の「避難判断水位」に到達したときは、「氾濫警

戒情報」、「避難判断水位」を下回ったときには「氾濫警戒情報の解除」を発表することにしてご  
ざいます。

86ページをお開きください。

86ページから89ページにかけましては、県が指定している水位周知河川として、浪岡川を初  
めとする31河川の河川名と、実施区間及び発表基準水位を記載しています。

昨年度の県の「氾濫警戒情報」の発表実績は、4月3日に中村川、9月11日に田名部川の2河川  
で発表しております。

90ページをお開き下さい。

県が所管している河川の水位到達情報伝達系統図です。

県が指定した水位周知河川の水位到達情報は、報道機関及び市町村を通じて一般住民へ周知いた  
します。

91ページから93ページにかけましては、県から関係機関への水位到達情報伝達文を記載して  
います。

94ページをご覧ください。

第5節は、「津波に関する水防警報」について、記載しております。

津波警報等が発表され、津波が襲来するまで時間的な余裕があった場合で、水防活動を実施する  
際には、水防団等の「退避必要時間」を考慮いたしますが、消防庁の「津波災害時の消防団活動・  
安全管理マニュアル等で定めるべき事項」に基づき、この「退避必要時間」には、安全な高台等  
へ退避するために要する時間「退避時間」だけではなく、安全・確実に退避が完了するよう、余  
裕を見込んだ時間「安全時間」を加えたものとなっております。

97ページでございます。

「ダム放流に伴う通報」について記載してございます。97ページから98ページにかけまして、  
国土交通省が管理する浅瀬石川ダムと今年度より運用開始する津軽ダムの通報系統図を記載し  
ております。次のページからは、県土整備部が所管する9ダム、県農林水産部が所管する防災9  
ダム、利水6ダムについての放流に伴う情報伝達について、記載してございます。

107ページをお開きください。

水防連絡表について、「青森県防災情報ネットワーク」の防災専用電話の利用方法を記載してい  
ます。

また、112ページから122ページにかけましては、水防用務連絡表を時点修正して記載して  
おります。

次に、123ページの第4章をお開きください。

「水防施設」として、国、県及び水防管理団体における水防施設について、記載しております。

125ページから136ページにかけましては、県、水防管理団体及び国の水防倉庫の所在地と  
資器材備蓄状況を、記載しております。

137ページをご覧ください。

「調達可能水防資材調書」には、水防区域内の組合・商店・資材業者等の水防資材備蓄状況を、  
記載しております。

139ページから141ページにかけましては、水防用土取場調書となっております。土取場の  
所在地及び調達可能数量を、それぞれ時点修正して記載しております。

143ページの第5章をお開きください。

第5章には、国土交通省、気象庁及び県等が設置している「雨量、水位及び潮位」の観測所について記載してございます。

145ページから165ページにかけては、国土交通省、青森地方気象台、県及び東北電力が所管する雨量観測所について、そして、166ページから181ページにかけては、国土交通省、県が所管する水位観測所について、記載しております。

なお、これらの観測所の位置図は、第9章の資料編に記載してございます。

182ページから183ページにかけては、国の潮位観測所について、記載してございます。

184ページ、「雨量、水位の公表」には、現在、国や県が一般に情報提供しております、雨量情報等を閲覧するためのパソコン及び携帯端末のアドレス等を記載しております。青森県河川砂防課では、雨量、水位情報に加え、ダム情報などを一括提供する「青森県河川砂防情報提供システム」を平成23年3月から、運用しております。

また、今年3月1日より、洪水お知らせメールが、従来の「登録した河川の基準水位を超過した際にメールで自動通報する」機能のほか、大雨が降った際や洪水予報・氾濫警戒情報のメール通知機能を追加してございます。

185ページの第6章では、県及び国直轄で管理する河川の「重要水防箇所」等について記載してございます。

187ページでは、県で、水防活動時に注意すべき箇所について、「水防上最も重要な区間」をA、「水防上重要な区間」をBとして区分してございます。

188ページから202ページにかけては、重要水防箇所の箇所表を掲載してございます。なお、これらの箇所について、第9章の資料編に位置図として掲載してございます。

203ページをお願いいたします。

平成25年度から26年度にかけて実施した、ため池一斉点検結果について、記載してございます。

続きまして、205ページの第7章「洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」について記載しております。ここでは、「第1節 洪水対応」と「第2節 津波対応」について記載しております。

207ページをお開きください。

洪水浸水想定区域の指定状況について記載しています。

県においては、現在、「河川整備の計画降雨」により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域としていますが、平成27年5月の水防法改正を受けまして、今年度から「想定しうる最大規模の降雨」、これによりまして、浸水が想定される区域を検討していく予定でございます。

211ページの第8章には、水防法、気象業務法などの法令規則や、水防工法の種類、水防活動実施報告書等について、記載してございます。関係法令・規定などにつきましては、時点修正をして掲載しております。

301ページの第9章は、資料編となっております。

以上が、水防計画書の概要と修正点でございます。

今年度も水防法の規定に則り水防計画書の改訂作業を行ってまいりましたが、不備なところが多々あるかと思えます。委員の皆様におかれましては、今後ともご指導方よろしく願いたします。

私からのご説明は以上でございます。

#### 【議長】

ありがとうございました。次に、農村整備課からお願いします。

#### 【事務局】

農林水産部農村整備課の福崎と申します。よろしくお願いします。

それでは、農村整備課関係について3点程説明させていただきます。今までの水防計画書、内容の変わっていないところ、或いは変わったところ、合わせて3点程説明させていただきます。

まずは、17ページをご覧いただきたいと思えます。

先程の説明にも出てきましたけれども、水防指令の伝達系統における農村整備課の位置付けは、「農村整備防災班」として、「河川砂防防災班」から通知を受けて、各地域県民局地域農林水産部への通知や情報の収集などを行います。ここに書いていないですけれども、当課内においても、「農村整備防災班本部」を設け、「防災ダム担当」、「災害対策担当」、「利水ダム担当」及び「排水状況連絡担当」の4つの担当を設け、それぞれ2班体制で運用しています。

なお、地域農林水産部においても、地域農林水産部長を本部長とする水防体制を組織して、洪水などが発生した時には、当課と連絡を取りながら情報の把握などを行っております。

次に、101ページをご覧いただきたいと思えます。

先程の説明にも出てきましたけれども、101ページ、102ページ、ここは農林水産部所管のダム放流に伴う通報系統でございますけれども、当部が所管するダムは、防災ダムが9箇所、これが101ページから102ページに記載しています。次のページが、利水ダム。これが、6箇所、合計15箇所となっております、各地域県民局地域農林水産部において適切な管理に努めているところでです。

また、洪水などに伴うダムからの放流で、下流河川の流況に著しい変化が生じさせる場合には、事前に警報サイレンやスピーカーなどを用いて住民へ注意や警戒を促すとともに、関係市町村や警察署、消防署、河川管理者などへ速やかに通知を行う体制をとっております。

続いて203ページ、県内の農業用ため池についてです。昨年度までは、県内のため池

1,848箇所あったのですが、立地条件であるとか、下流の条件、ため池の機能、管理状況等を勘案して、なった時の影響度合いということでランク付けして整理していました。市町村毎にこの度、全国的に行った25年度から26年度のため池一斉点検の結果が、昨年度取りまとまったということで、最新の情報として記載しております。具体的には、25・26年度にかけて、かんがい受益が0.5ha以上のため池及び決壊した場合に人家等の要因、或いは重要な公共施設への影響を与える恐れがある一定規模以上のため池1,273箇所について、点検を実施した結果、239箇所について、洪水流下能力や耐震性能等に関するより詳細な調査が必要であるという判断がされております。県では、ため池の安全管理の取り組みとして、これまでため池点検結果を管理者に周知した外、25年度に県が策定した「ため池管理マニュアル」に基づく



適切な管理であるとか、ハザードマップの作成とその公表等、関係市町村に対して指導してきたところです。

なお、239箇所より詳細な調査が必要と判断されたため池については、今後、優先順位を定めて順次詳細な調査を実施して、国の補助事業を活用した改修工事とか事前放流等の予備措置ということでソフトとハードを組み合わせた総合的な対策をしていくこととしております。

以上、農村整備関係の説明を終わります。

**【議長】**

どうもありがとうございました。ただ今、河川砂防課及び農村整備課から説明がありましたけれども、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

**【会長】**

よろしいですか。

質問がないので、私から一つ聞きたいのですけども。水防要員が年々減少、昨年に比べ365人の減少というお話、傾向としては青森県だけの話でしょうか。

**【事務局】**

はい。傾向としてございます。

これは、青森県に限らず全国的な傾向として、そのように認識しております。

特に消防団と水防団、減少しているものでございます。全国的な減少であると認識しております。そこで、いかに効率的に水防活動を行えるようにするのかと、この辺は、一つ課題があるかと思うところでございます。

**【会長】**

ありがとうございました。

**【委員】**

199ページですけど、ここだけ警察本部という表示じゃなくて、災害対策室まで入っているものですから、青森県警察本部としていただきたいと思います。

**【委員】**

かしこまりました。おっしゃるとおり、ご指摘ありがとうございました。

**【議長】**

そのほか、ございませんか。

**【議長】**

御質問、御意見がないようですので、平成28年度青森県水防計画（案）については、原案どおりとして、御異議ございませんか。御異議がないようですので、本計画（案）を、承認する

ことといたします。

その他、事務局より何か情報提供等がありますか。

#### 【事務局】

河川砂防課事務局を務めさせていただいております企画・防災G藤田と申します。この場をお借りしまして、情報提供させていただきます。私の方からは、お配りしておりますレジメの横長の資料をもちまして、「水防活動時の情報発信について」ということで、約1年前になりますが、鱒ヶ沢町中村川の融雪出水からめての説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いします。

昨年、この場で説明いたしました内容とも一部重複しますが、ご了承ください。昨年4月3日に鱒ヶ沢町にあります中村川が増水しまして、避難勧告・避難指示が700世帯1500人に発令されまして、指定避難所に一時、74名の沿川住民の方々が避難することになりました。写真は、その時の出水状況写真ですが、川から水が溢れることはなかったものの、左側写真の右の建物の背後では、内水により12戸の床下浸水が報告されております。今年は、若干、昨年と切り口を変えまして、この事例を紹介します。

3ページをお開きください。

中村川が洪水により、側溝が損害を生ずるおそれがある河川として、「水位周知河川」及び「水防警報河川」に指定されています。ページの下段のほうに書いてありますとおり、鱒ヶ沢町が避難勧告発令等の準備を開始する氾濫警戒情報、避難勧告を発令する目安となる氾濫危険情報をそれぞれ8.9m、9.7mという水位に達したときに関係機関に通知するとともに、報道機関の協力を得て一般の方に周知するものです。

また、これらの住民向けの情報とは別に、緑色の矢印で書いてあるライン、先程まで御審議のありました水防計画書(案)に則りまして、水防管理者である鱒ヶ沢町に対して河川管理者から「水防警報」が発表されることとなっております。その他、水防団は、水防管理者からの情報が入る以前から自主的に気象情報等の収集に努めることになっておりまして、今回のケースでも同様に対応しております。

4ページをお願いします。

青森県が情報提供をしております「河川砂防情報提供システム」から当日の昼12時から夜12時までの10分毎の水位データを切り取って表示したものです。このグラフ等をもちまして、当日の対応経緯を説明します。

上の表をご覧ください。

上の表は、10分毎の水位情報です。雨に加え融雪による影響もございまして、正午から急激に水位が上がり始め、12時40分に水防団待機水位、13時に氾濫注意水位8.21mを一気に超えております。県では、中段から下のほうに①、②と緑色で引き出しているように、13時に中村川水防警報(準備)、13時30分に中村川水防警報(出動)を発表し、水防管理者に対して、中村川が、水防団活動が必要な状況となっていることとお知らせしております。水防団は、それ以前から自主的に情報収集・巡視等を行っておりまして、今回は、13時から現地で一部上流域のほうで土嚢積み等の活動を開始されておりました。

その後は、「避難判断水位」の8.9mを越えて、③青色で引き出しておりますように

14時10分に「氾濫警戒情報」を通知しました。続いて、16時に避難勧告の目安となる「氾濫危険水位」の9.7mを超えたため、⑤に引き出しておりますとおり、「氾濫危険情報」を発表しております。町では、④の赤色の引き出しにあるとおり、その約30分前に、急激な水位上昇から判断して、15時35分に避難勧告を発令し、⑥で「避難指示」に切り替え、住民に避難を呼びかけております。その後、水位の下降に伴い22時に避難勧告等が解除され、24時30分に水防団に対しても水防警報解除を発表しております。

次のページをお開きください。

今回の関係機関の対応について、書いております。国土交通省青森河川国道事務所からリエゾン2名が派遣され、災害情報等の情報収集にあたるとともに、県からも鱒ヶ沢道路河川事業所の職員2名が町の「災害対策会議」に入り、情報提供及び情報収集を行いました。

また、現地に出動していた水防団によります巡視・土嚢積み等の活動が住民の避難等に当たり大変重要なものであったと聞いております。今後、想定される大規模出水に備えるためには、「洪水による被害を軽減する水防団の活動」と「適切な住民避難」の両方が上手く回っていくことが大切であり、そのために適切なタイミングでの情報発信が重要と考えております。

今回は、中村川1河川だけの話であったことから、対応が上手くいったというラッキーな面もあったと思います。

次のページをお願いします。

6ページからは、河川砂防情報提供システムについて、ご紹介させていただきます。

数年前まで、県では、水防警報や水位到達情報を発表する時は、所定の様式に職員が内容を手書きで写し、それを関係者にファックスするという手順を踏んでおりました。複数の河川が同時に出水している場合等は、所定の水位に到達してから、ファックスを発信するまでかなりの時間を要する場合もありました。そこで、平成23年に県の河川情報を提供するポータルサイトとしまして、「河川砂防情報提供システム」を構築し、発表文の作成を半自動で行う機能を追加しております。

また、平成26年度からは、その後の制度の改正等に合わせた細部の改良に着手しまして、今年の3月1日から運用を開始したシステムでは、関係機関へのファックス・メールが、これらの情報を発表すると、即一斉送信される機能が追加されております。これにより、先程の中村川のような場合にも、より確実に、より迅速に情報提供できるものと期待しているところです。

次のページをお願いします。

次の改良点としまして、近年普及がめざましいスマートフォンへの対応のため、専用のページも作成しておるところです。

次のページをお願いします。

「洪水お知らせメール」です。県では、河川の水位が上昇した時に、携帯電話等に電子メールで水位情報をお知らせする「洪水お知らせメール」を平成18年6月から運用しておりましたが、如何せん、システム自体が古く、使い勝手が悪いとのご指摘もいただいておりましたので、今回のタイミングを捉えまして、「青森県河川砂防情報提供システム」に機能を統合しました。携帯電話の表示能力向上に対し、メール本文に各観測所の情報や関連情報へのリンクを追加したり、利用者登録する時にも、目的の観測所を選択しやすいよう、市町村単位等で選択できる機能を追加しております。

また、洪水予報、水位到達情報についても、設定画面上で選択することでメールとして受け取れるようになります。「洪水お知らせメール」につきましては、県民に避難準備を促し、早期の避難行動に繋げるため、大変有効なシステムと考え、PRを続けていますが、登録者は、少しずつ増えてはいるものの、今年3月末現在で、2,151名となっており、まだまだ満足できる数値とは言えない状況であります。これまで行ってきた、新聞、ラジオ等の報道機関を通じた広報活動、コンビニ等へのチラシの設置等を引き続き行うほか、今後は、地域毎の身近な水位観測所や、携帯電話等での詳しい登録方法を記載したローカル版のチラシを作成し、今年度は、資料の後ろのほうに付けておるのですが、近年出水被害がありました三戸町さん、鱒ヶ沢町さんと打合せさせていただきまして、毎戸配布等の形でのチラシ配布を考えております。引き続き、更なるサービスの向上に努めまして、市町村・水防関係団体との協力の下、地域住民の円滑かつ迅速な避難行動を支援していきたいと考えております。話があちらこちらに飛んでしまいまして、大変恐縮でしたが、以上で私からの説明を終わります。ありがとうございました。

**【議長】**

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。どうもありがとうございました。

**【司会】**

ありがとうございました。これをもちまして、平成28年度青森県水防協議会を閉会いたします。本日は、皆様御出席いただき誠にありがとうございました。